

質問回答書		発 注 機 関 名	唐津農林事務所
案件名：	県漁施設第0201002-001号 高串漁港外県営漁港施設ストックマネジメント事業委託(保全計画更新)	公 告 日	令和8年9月4日
		質問回答期限	令和8年9月17日
項	質 問	回 答	
1	測量業務の業務成果品費は直接人件費×0.02+(印刷製本部数×0.006)で計上されていると考えてよろしいでしょうか？また、直接人件費の対象は測量主任技師、測量技師、測量技師補、主任技師、技師A、技師B、技師Cが対象でその他労務費やローカルマスターの単価は対象外と考えてよろしいでしょうか？	同様の質問につき、第2項で回答します。	
2	測量業務の業務成果品費(率計上分)は、以下の算出式と考えてよろしいでしょうか。 業務成果品費＝直接測量費(業務成果品費除く)×{2.0%+(印刷製本部数×0.6%)}	測量業務の業務成果品費(率計上分)は、質問のとおりです。 ただし、最高20万円を限度とします。	
3	L0010「室内試験分析費(圧縮強度試験)」及び、L0011「室内試験分析費(塩化物イオン濃度)」は、業務成果品費を算出する際の対象額に含まれると考えてよろしいでしょうか。	そう考えてください。	
4	L0010「室内試験分析費(圧縮強度試験)」及び、L0011「室内試験分析費(塩化物イオン濃度)」は、諸経費を算出する際の対象額に含まれると考えてよろしいでしょうか。	質問3の回答と同じです。	
5	第10号単価表目視調査(水中)重点項目の雑材料の対象額について、交通車(ライトバン)運転、潜水士船D70PS、測量技師、測量技師補、潜水士が対象であり、機械器具損料 目視調査(水中)については対象外という認識でよろしいでしょうか。ご教授願います。	そう考えてください。	
6	第11号単価表詳細目視調査(水中)1箇所当り1㎡の雑材料の対象額について、交通車(ライトバン)運転、潜水士船D70PS、測量技師、測量技師補、潜水士が対象であり機械器具損料 目視調査(水中)については対象外と考えてよろしいでしょうか。ご教授願います。	そう考えてください。	
7	第12号単価表肉厚測定調査の雑材料の対象額について、交通車(ライトバン)運転、潜水士船D70PS、測量技師、測量技師補、潜水士が対象であり、機械器具損料 肉厚測定調査は対象外と考えてよろしいでしょうか。ご教授願います。	そう考えてください。	
8	第13号単価表コンクリートコア採取(海上)の雑材料の対象額について、交通車(ライトバン)運転、調査船運転、測量技師、測量技師補、潜水士、機械器具損料 コンクリートコア採取(海上)が対象額と考えてよろしいでしょうか。ご教授願います。	そう考えてください。	
9	直接経費事務用品費の対象額について、直接人件費(協議・報告及び照査を除いた額)×1%という認識でよろしいでしょうか。ご教授願います。	直接経費事務用品費については、採用見積りにより定額を(L0003)により電子成果品作成費として計上しています。	

メール本文には「発注機関名」、「案件名」、質問者の会社名、担当者名
及び連絡先を記載してください。 回答は情報公開システムに掲載します。
質問送付先: nvusatsu-shitsumon@pref.saga.lg.jp

質問回答書		発 注 機 関 名	唐津農林事務所	メール本文には「発注機関名」、「案件名」、質問者の会社名、担当者名 及び連絡先を記載してください。 回答は情報公開システムに掲載します。 質問送付先: nyusatsu-shitsumon@pref.saga.lg.jp
案件名： 県漁施設第0201002-001号 高串漁港外県営漁港施設ストックマネジメント事業委託(保全計画更新)		公 告 日	令和8年9月4日	
		質 問 回 答 期 限	令和8年9月17日	
項	質 問		回 答	
10	第3号単価表詳細調査にて実施する室内試験分析費(圧縮強度試験、塩化物イオン濃度)については、諸経費及び業務成果品費の対象と考えてよろしいでしょうか。ご教授願います。		質問3の回答と同じです。	
11	第3号 委託単価表 調査船(借上)運転 FRP製 D70PS型 3.0t 51kW 2名船員について 現場管理費の対象は、明細単価番号に「参:1」と表記があることから、明細単価番号に「定:1」と表示があるもののとの理解で大丈夫でしょうか。一般管理費等の対象は、明細単価番号に「参:A」と表記があることから、明細単価番号に「定:A」と表記があるもののとの理解で大丈夫でしょうか。		明細単価番号欄に「参:1」がある場合は「定:1」が入力された金額のみを対象としますが、「参:A」がある場合は、「定:1」と「定:A」が入力された金額を対象とします。	
12	第18号 単価表 潜水土船(運転) D70PS(3～5t吊り)就業8時間について 現場管理費の対象は、明細単価番号に「参:1」と表記があることから、明細単価番号に「定:1」と表示があるもののとの理解で大丈夫でしょうか。 一般管理費等の対象は、明細単価番号に「参:A」と表記があることから、明細単価番号に「定:A」と表記があるもののとの理解で大丈夫でしょうか。		明細単価番号欄に「参:1」がある場合は「定:1」が入力された金額のみを対象としますが、「参:A」がある場合は、「定:1」と「定:A」が入力された金額を対象とします。	
13	第10号 単価表 目視調査(水中) 重点項目について 雑材料の明細単価番号に「参:1」と表示されていることから、明細単価番号に「定:1」が表示されているものが雑材料の対象との理解で大丈夫でしょうか。※機械器具損料 目視調査(水中)は、対象でない。		質問5の回答と同じです。	
14	設計業務01の事務用品費の下に電子成果品作成費が計上されておりますが、事務用品費は率計上のことでしょうか。もしくは事務用品費とは電子成果品作成費のことでしょうか。		質問9の回答と同じです。	
15	【事務用品費について】 事務用品費について「打合せ協議」及び「照査」は対象とされていますでしょうか。		質問9の回答と同じです。	
16	【設計業務:業務成果品費について】 直接人件費×{1.2%+(印刷製本部数×0.6%)} 有効数字上位2桁、以下切り捨てで最高30万円を限度とする認識でよろしいでしょうか。		そう考えてください。	
17	【単価表8～13号について】 単価につきまして、小数点以下は切り捨てでよろしいでしょうか。		そう考えてください。	
18	【単価表5～17号について】 雑材料(1.2%)は、労務費(直接人件費)+運転費や損料、機材を合計したものに1.2%を乗じている認識でよろしいでしょうか。		明細単価番号欄に「参:1」がある場合は「定:1」が入力された金額のみを対象としますが、「参:A」がある場合は、「定:1」と「定:A」が入力された金額を対象とします。	

質問回答書		発 注 機 関 名	唐津農林事務所
案件名：	県漁施設第0201002-001号 高串漁港外県営漁港施設ストックマネジメント事業委託(保全計画更新)	公 告 日	令和8年9月4日
		質問回答期限	令和8年9月17日
項	質 問	回 答	
19	【潜水士について】 単価表で計上されております潜水士はダイバーではなく、佐賀県で公表されております労務単価に記載の潜水士という認識でよろしいでしょうか。	そう考えてください。	
20	第10～12号単価表 ・機械器具損料は、雑材料の計算対象に含まれますか。	第10～12号単価表の機械器具損料は雑材料の計算対象ではありません。 問11, 12, 18の回答も確認ください。	
21	測量業務内訳書 ・測量業務の業務成果品費の率は、「維持管理計画書策定のための現地調査積算基準 4-1-2」記載の算出方法で算出していますか。異なる場合は出典をご教授いただけますでしょうか。	質問2の回答と同じです。 なお、「港湾請負工事積算基準の測量業務」により算出しています。	
22	設計業務内訳書 ・設計業務において、事務用品費は計上しますか。もしくは、本内訳書記載の事務用品費は、電子成果品作成費(L0003)の集計行として記載されていますか。	質問9の回答と同じです。	
23	【測量業務:業務成果品費について】 測量業務の業務成果品費(率計上分)は、「維持管理計画書策定のための現地調査」の業務成果品費＝ 測量技術者の人件費 × {0.8% + (印刷製本部数×0.4%)} でされておりますでしょうか。	質問2及び質問21で回答しています。	
24	【設計業務:事務用品費について】 事務用品費はローカルマスター一覧表にて記載の電子成果品作成費120,000円という認識でよろしいでしょうか。	質問9の回答と同じです。	
25	設計業務01の事務用品費について、直接経費の事務用品費(率計上分)の対象から、「打合せ協議」及び「照査」は除外すると考えてよろしいでしょうか。	質問9の回答と同じです。	
26	臨港道路等の調査については、特記仕様書に「臨港道路等については、路面性状測定車に、移動計測車両による測量システム(Mobile MappingSystem)を搭載し、地形情報(レーザー、画像)を同時に計測する。」と記されています。 このことについて、質問があります。 ・「路面性状測定車」と「Mobile MappingSystemを搭載した車」は、別々の車両でもよいですか？ (別々の車両で「路面性状調査」と「地形情報取得調査」を行ってもよいですか？) ・特記仕様書に記されているとおり、必ず1つの車両で調査を実施(同時計測を実施)する必要がありますか？	新技術を用いた現地調査として考えているため、特記仕様書に記載のとおり、路面性状測定車に、移動計測車両による測量システム(Mobile MappingSystem)を搭載し、計測を行うものとします。	

メール本文には「発注機関名」、「案件名」、質問者の会社名、担当者名及び連絡先を記載してください。 回答は情報公開システムに掲載します。

質問送付先: nvusatsu-shitsumon@pref.saga.lg.jp

質問回答書		発 注 機 関 名	唐津農林事務所
案件名：	県漁施設第0201002-001号 高串漁港外県営漁港施設ストックマネジメント事業委託(保全計画更新)	公 告 日	令和8年9月4日
		質問回答期限	令和8年9月17日
項	質 問	回 答	
27	「新技術を用いた現地調査(機材運搬含む)」の「路面性状測定・点群データ処理」の「第14号単価表」には、人件費しか計上されていませんが、機械経費等(測定車両や機器の損料等)は、この人件費に含まれているという認識でよかったですでしょうか？	採用見積りを使用しているため、そう考えてください。	

メール本文には「発注機関名」、「案件名」、質問者の会社名、担当者名
及び連絡先を記載してください。 回答は情報公開システムに掲載します。
質問送付先: nvusatsu-shitsumon@pref.saga.lg.jp